

山 青森県報

号外第六号

平成十四年二月八日(金曜日)

目次

公 告

○ 県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	一
○ 右	同	(同)	一
○ 右	同	(同)	一
○ 右	同	(同)	二
○ 右	同	(同)	二
○ 右	同	(同)	二
○ 右	同	(同)	二
○ 右	同	(同)	二

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、六千石下流地区の県営土地改良事業(ため池等整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十二日から同年三月三十一日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、あしげ堤地区の県営土地改良事業(ため池等整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

平賀町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

八重葎地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

鱒ヶ沢町役場

森田村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大館地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、西海岸地区の県営土地改良事業（広域営農団地農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧

に供する。

平成十四年二月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

岩崎村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沢田地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月十二日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

十和田湖町役場

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十七円八十五銭